

2009年5月23日(土)～5月31日(日)は
全国一斉ブラックバス防除ウィークです

STOP! ブラックバス



川や湖の生き物と自然を守り残すためには、
外来魚ブラックバスの駆除・密放流防止を、
全国各地で続けていくことが必要です。



ブラックバスは外来生物法の特定外来生物に指定されており、飼育、保管、運搬、販売、譲渡、輸入、野外に放つことなどが、原則として禁止されています。これらに違反すると、最高で個人の場合懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科されます。

全国ブラックバス防除市民ネットワーク

事務局

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町3-7-3-601

TEL 03-5614-2150 FAX 03-6806-4187

E-Mail no-bass@no-bass.net URL <http://www.no-bass.net/>

(独)環境再生保全機構地球環境基金の助成を受けて作成しました

